

第7回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和3年11月30日 13:30~15:00																							
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場																							
3. 出席委員	<table><tbody><tr><td>1番 野村 照明委員</td><td>3番 金子 靖委員</td><td>4番 清水 幸治委員</td></tr><tr><td>5番 廣瀬女公美委員</td><td>6番 二谷 幸裕委員</td><td>7番 大畑 礼子委員</td></tr><tr><td>8番 浅野 徳昭委員</td><td>9番 細川 裕委員</td><td>10番 菅原 雄一委員</td></tr><tr><td>11番 佐藤 裕司委員</td><td>12番 山崎 隆史委員</td><td>13番 成田 俊英委員</td></tr><tr><td>14番 中川 浩幸委員</td><td>15番 瀬戸 賢成委員</td><td>16番 稲場 洋二委員</td></tr><tr><td>17番 松下 裕幸委員</td><td>18番 佐藤 泰正委員</td><td>19番 福西 範委員</td></tr><tr><td>20番 野澤 勲委員</td><td>21番 志賀 忠浩委員</td><td></td></tr></tbody></table>			1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員	5番 廣瀬女公美委員	6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 礼子委員	8番 浅野 徳昭委員	9番 細川 裕委員	10番 菅原 雄一委員	11番 佐藤 裕司委員	12番 山崎 隆史委員	13番 成田 俊英委員	14番 中川 浩幸委員	15番 瀬戸 賢成委員	16番 稲場 洋二委員	17番 松下 裕幸委員	18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員	20番 野澤 勲委員	21番 志賀 忠浩委員	
1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員																						
5番 廣瀬女公美委員	6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 礼子委員																						
8番 浅野 徳昭委員	9番 細川 裕委員	10番 菅原 雄一委員																						
11番 佐藤 裕司委員	12番 山崎 隆史委員	13番 成田 俊英委員																						
14番 中川 浩幸委員	15番 瀬戸 賢成委員	16番 稲場 洋二委員																						
17番 松下 裕幸委員	18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員																						
20番 野澤 勲委員	21番 志賀 忠浩委員																							
	(以上 20名)																							
4. 欠席委員	2番 菊池 利治委員																							
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人</p>																							
	(以上 3名)																							
	会議録署名委員の指名 12番 山崎 隆史委員 15番 瀬戸 賢成委員																							
6. 議事日程	会期決定について 令和3年 11月 30日 (1日)																							
	報告第 7号 現況証明願について (市街化区域) 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第35号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第36号 現況証明願について 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第38号 農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達について 議案第39号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について																							

議長 野村会長	それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第7回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は20名です。 議事録署名人に12番、山崎隆史委員、15番、瀬戸賢成委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。 なお、会期は本日11月30日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。
事務局 山根事務局長	会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。
	(以下、会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
事務局 山根事務局長	報告第7号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。
	それでは、議案書の3ページにございます、報告第7号「現況証明願」についてご報告致します。
	土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。
	今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が5件ございました。
	議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。
	公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m ² の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願があり、11月1日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、11月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。
	次に、表の2番は、資料が5ページと8ページと9ページにございます。
	公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m ² の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願があり、11月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。
	次に、表の3番は、資料が5ページと10ページと11ページにございます。
	公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m ² の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏より現況証明願があり、11月17日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以

外であり、利用状況は雑種地でしたので、11月18日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の4番は、資料が5ページと12ページと13ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の一筆、面積 [REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏より現況証明願があり、11月17日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、11月18日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の5番は、資料が14ページから16ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏より現況証明願があり、11月18日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は原野でしたので、11月22日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、5件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長

野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求める

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書17ページにございます、報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、音別地区で1件の届出がありました。

議案書18ページの表の1番は、相続人[REDACTED]氏より、被相続人[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]、他4筆、面積合計 [REDACTED]m²の農用地を、令和3年6月25日、相続し所有権を取得したとして、10月27日、その旨の届出があり、11月10日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求める

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第35号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局

事務局

山根事務局長

より説明して下さい。

それでは、議案書の19ページにございます、議案第35号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で3件の通知がございました。

議案書20ページの表の1番は、資料が21ページと22ページにございます。

氏が所有する、他7筆、面積合計m²の農用地について、借主であります氏との間で、令和3年10月27日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が23ページと24ページにございます。

氏が所有するの内、他1筆、面積合計m²の農用地について、借主であります氏との間で、令和3年11月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が23ページと25ページと26ページにございます。

氏が所有する、他7筆、面積合計m²の農用地について、借主であります、との間で、令和3年11月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の4番は、資料が23ページと27ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積m²の農用地について、借主であります氏との間で、令和3年11月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、4件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第35号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第35号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第35号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第36号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の28ページにございます、議案第36号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で1件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書29ページの表の1番は、資料が30ページと31ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

11月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に表の2番は、資料が32ページと33ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]から施設整備に係る現地確認のため現況証明願がございました。

11月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は[REDACTED]の内、面積 [REDACTED] m²は農地採草放牧地以外の農業用施設用地、面積 [REDACTED] m²は農地採草放牧地の採草放牧地であると確認致しました。

次に表の3番は、資料が34ページと35ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

11月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に表の4番は、資料が36ページと37ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の一筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である[REDACTED]から現況証明願がございました。

11月18日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、4件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

委員

浅野委員

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

議案第36号「現況証明願」の1番及び2番について、報告致します。

現況証明願の1番について、申請者の[REDACTED]氏より、地目変更のための現況証明願の提出がありました。

所有者は[REDACTED]氏、公簿地目が畠である、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²の農振農用地区域外にある土地についてであります。令和3年11月17日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

現況証明願の2番は、[REDACTED]氏より提出がありました。

[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場である[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²の土地についてであります。令和3年11月17日、釧路地区農業委員3

	名、事務局職員 3 名で現地調査を行った結果、当該地は、[REDACTED] の内の面積 [REDACTED] m ² については農地採草放牧地以外の農業用施設用地、面積 [REDACTED] m ² については、農地採草放牧地の採草放牧地であることを確認致しました。
議長 野村会長	以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
委員 大畠委員	浅野徳昭委員、ありがとうございました。 次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の大畠礼子委員より報告をお願いします。
委員 大畠委員	議案第36号「現況証明願」の3番について報告致します。 現況証明願の3番は、[REDACTED] 氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、[REDACTED] 及び [REDACTED]、合計 [REDACTED] m ² の土地についてであります。令和3年11月15日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。
議長 野村会長	以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
委員 中川委員	大畠礼子委員、ありがとうございました。 次に、4番の現地調査結果について、調査委員長の中川浩幸委員より報告をお願いします。
委員 中川委員	議案第36号「現況証明願」の4番について、報告致します。 現況証明願の4番について、申請者の[REDACTED] より地目変更のため、現況証明願の提出がありました。 所有者は[REDACTED] 氏、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m ² の土地についてであります。令和3年11月18日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認致しました。
議長 野村会長	以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
委員 委員一同	中川 浩幸委員、ありがとうございました。 それでは、議案第36号「現況証明願」について審議致します。 質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。
議長 野村会長	議案第36号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長 野村会長	(全員挙手) 全会一致で賛成と認め、議案第36号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

事務局

山根事務局長

それでは、次に、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の38ページにございます、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で11件、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書39ページの表の1番は、資料が45ページと46ページにございます。

氏が所有する の1筆、面積 m²の農用地について、 に年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が45ページと47ページにございます。

氏が所有する、 、他7筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書40ページの表の3番は、資料が48ページから50ページにございます。

氏が所有する、 、他7筆、面積合計 m²の農用地について、 に、 円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が48ページと51ページにございます。

氏が所有する、 、他1筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に、 円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が48ページと52ページにございます。

氏と 氏が共有する、 、他7筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に 円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書41ページの表の6番は、資料が48ページと53ページと54ページにございます。

氏が所有する、 、他4筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に使用貸借を行うものでございます。

次に、表の7番は、資料が48ページと55ページにございます。

氏が所有する、 、他2筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に使用貸借を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が56ページと57ページにございます。

氏が所有する、 、他1筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書42ページの表の9番は、資料が56ページと58ページと59ページにございます。

氏が所有する、 、他3筆、面積合計 m²の農用地について、 に、年間 円で賃貸借を行うもので

ございます。

次に、表の10番は、資料が56ページと60ページと61ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他5筆、面積合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に、年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書43ページの表の11番は、資料が56ページと62ページから64ページにございます。

氏が相続人を代表する、[REDACTED]の内、他6筆、面積合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の12番は、資料が65ページと66ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、面積合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に、年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の13番は、資料が65ページと67ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に、年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書44ページの表の14番は、資料が68ページと69ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に、[REDACTED]円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、14件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番及び2番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、氏が所有する[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m²の農用地について[REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

2番の申請の内容は、氏が所有する、[REDACTED]、他7筆、[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和3年11月17日、釧路地区農業委員3名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

浅野徳昭委員、ありがとうございました。

委員
大畠委員

次に、3番から13番の現地調査結果について、調査委員長の大畠礼子委員より報告をお願いします。

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番から13番について、調査報告を致します。

3番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他7筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に、総額[REDACTED]円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に総額[REDACTED]円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、5番の申請の内容は、[REDACTED]氏と[REDACTED]氏が共有する、[REDACTED]、他7筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に総額[REDACTED]円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、6番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に使用貸借を行うものであります。

次に、7番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に使用貸借を行うものであります。

次に、8番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、9番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に、年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、10番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他5筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、11番の申請の内容は、[REDACTED]氏が相続人を代表する、[REDACTED]の内、他6筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に年間[REDACTED]万円で賃貸借を行うものであります。

次に、12番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、13番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和3年11月15日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

大畠礼子委員、ありがとうございました。

委員
中川委員

次に、14番の現地調査結果について、調査委員長の中川浩幸委員より報告をお願いします。

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の14番について、調査報告を致します。

14番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、の1筆、[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に総額[REDACTED]円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

令和3年11月18日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

中川浩幸委員、ありがとうございました。

それでは、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、1番につきましては、清水幸治委員が役員を務める法人に関する案件、6番、8番、9番につきましては、廣瀬女公美委員ご本人及び同居の親族に関する案件でありますので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番、次に6番、8番、9番を審議した後に、2番から5番、7番、10番から14番を一括して審議することと致しますので、清水幸治委員は退室をお願い致します。

(清水幸治委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

事務局
山根事務局長

質問がないようですので、採決致します。

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

賛成多数で賛成と認め、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定致します。

退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水幸治委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

次に6番、8番、9番を審議致しますので廣瀬女公美委員は退室をお願い致します。

(廣瀬女公美委員退室)

議長

野村会長

委員

委員一同

議長

野村会長

それでは、6番、8番、9番を審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の6番、8番、9番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の6番、8番、9番については原案のとおり決定致します。

退室されている廣瀬女公美委員は入室して下さい。

(廣瀬女公美委員入室)

議長

野村会長

6番、8番、9番は、原案のとおり決定致しました。

次に2番から5番、7番、10番から14番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から5番、7番、10番から14番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から5番、7番、10番から14番については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第38号「農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達」について、審議いたします。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書70ページにございます、議案第38号「農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達」について説明します。

農用地の転用事業を変更する場合には、当事者が都道府県知事の変更承認を受けることとなります。承認申請は、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書71ページの表の1番は、資料が72ページから79ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、の1筆、[REDACTED]m²の農用地について、令和4年9月30日まで[REDACTED]に無償の使用貸借により、砂利採取を行うための一時転用の許可申請があり、令和3年8月31日開催、第4回総会の議案第20号を以て議決いただき、9月28日付で北海道より許可を得たところでございますが、当該事業計画に[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m²の非農地を追加するための、変更承認申請でございます。

また、砂利採取については、既に釧路市産業推進室より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。

本件につきましては、11月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で、現地調査などの審査を行っておりますので、お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。

以上、1件の「農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達」について、調査委員長の大畠礼子委員から報告をお願いします。

議案第38号「農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達」について、調査報告致します。

本内容は、農地法第5条に係る一時転用の許可を得た[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、[REDACTED]m²の農地と一体で砂利採取を行うとして、非農地である、[REDACTED]、[REDACTED]m²を転用事業に追加するものです。

また、本申請地である、[REDACTED]は、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

令和3年11月15日、阿寒地区農業委員3名、及び事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による転用事業は確実に実施されるものと認められ、農地法第5条一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、変更は妥当であるとの意見となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

大畠 礼子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第38号「農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達」について審議致しますが、金子靖委員が議事参与の制限にあたりますので、金子委員は退室をお願い致します。

(金子靖委員退室)

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

議長

野村会長

委員

大畠委員

議長

野村会長

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第38号「農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
議長 野村会長	<p>(挙手)</p> <p>賛成多数で賛成と認め、議案第38号「農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請書の進達」については、原案のとおり決定致します。</p> <p>退室されている、金子靖委員は入室して下さい。</p>
議長 野村会長	<p>(金子靖委員入室)</p> <p>議案第38号は原案のとおり決定致しました。</p> <p>次に、議案第39号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。</p> <p>事務局より説明して下さい。</p>
事務局 山根事務局長	<p>議案書80ページにございます、議案第39号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。</p> <p>農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。</p> <p>今回11件の報告がございました。</p> <p>議案書81ページと82ページの農地所有適格法人要件確認書の1番から4番は、[REDACTED]で、平成30年から令和3年の各年3月決算の報告となります。</p> <p>次に、議案書83ページと84ページの農地所有適格法人要件確認書の5番から8番は、[REDACTED]で、平成30年から令和3年の各年3月決算の報告となります。</p> <p>次に、議案書85ページと86ページの農地所有適格法人要件確認書の9番から11番は、[REDACTED]で、令和元年から令和3年の各年10月決算の報告となります。</p> <p>いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>以上、11件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。</p>
議長 野村会長	<p>ただいま説明がありました、議案第39号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。</p> <p>質問、意見を求めます。</p>
委員 委員一同	なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第39号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第39号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 11月 30日

議長 野村照一

署名委員 山崎隆史

署名委員 質成